

武庫川漁業協同組合内共第2号 第5種共同漁業権遊漁規則

（目的）

第1条 この規則は、武庫川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、ふな、うなぎ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又は遊漁対象水産動植物、遊具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書の提出にて行わなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行なければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	1本に限る。

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行なければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
ふ な	1月1日から12月31日まで
う なぎ	
にじます	

2 前項の公表は、組合の掲示板に掲示するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
本流甲武橋（西宮市上大市5丁目）から百間樋（宝塚市高松町）までの区域（2.5km）	10月1日から11月末日まで

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あ ゆ	10 cm以下
ふ な	6 cm以下
う なぎ	30 cm以下
にじます	15 cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、300円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あ ゆ	手釣・竿釣	1日	1,000円
		1年	5,000円
ふ な う なぎ にじます	手釣・竿釣	1日	500円
		1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地	TEL	備 考
林 文人	西宮市生瀬町2丁目	0797	
	15-13	86-0095	

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具、漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 遊漁承認証の発行は、前条第2項に規定する場所、又は漁場監視員において行うものとする

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、みだりに川底をかくはんしてはならない。
- 5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

- 2 遊漁監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- （1）氏名
- （2）有効期間
- （3）注意事項
- （4）その他必要な事項
- （5）発行者名

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

（附 則）

- 1 この規則は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基いて交付を受けたものとみなす。